

仕様書

- 1 業務名 展覧会（１）撤収及び展覧会（２）展示・撤収作業
- 2 業務場所 佐久市猿久保 35-5 佐久市立近代美術館
- 3 履行期間 着手の日から令和 8 年 7 月 3 日まで
- 4 業務の目的（内容）
 - （１）展覧会（１）（会期：令和 8 年 5 月 6 日まで）の展示中の美術資料 111 点を撤収する。
 - （２）展覧会（２）（会期：令和 8 年 5 月 30 日から令和 8 年 6 月 28 日まで）開催のため、展示予定の美術資料を展示し、展覧会終了後に撤収する。
- 5 業務概要
 - （１）展覧会（１）撤収作業
 - ア 撤収資料数 111 点
 - イ 撤収作業日 5 月 7 日（木）から 5 月 13 日（水）までのうち指定する 1、2 日間
 - ウ 作業員数 延べ 6 人以上
 - （２）展覧会（２）展示作業
 - ア 展示資料数 110 点
 - イ 展示作業日 5 月 25 日（月）から 5 月 28 日（木）までのうち指定する 2、3 日間
 - ウ 作業員数 延べ 12 人以上
 - （３）展覧会（２）撤収作業
 - ア 撤収資料数 110 点
 - イ 撤収作業日 6 月 29 日（月）から 7 月 1 日（水）までのうち指定する 1、2 日間
 - ウ 作業員数 延べ 6 人以上
- 6 特記事項
 - （１）受注者は、業務管理、安全管理を行うこと
 - （２）作業員は美術資料の取り扱いができる者とする
 - （３）受注者は、業務に必要な資材、機材、消耗品等を準備すること。綿製手袋、薄手作業用手袋、マスクは各作業員に常備させること
 - （４）作業中、美術資料等に異状があった場合、または施設等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告するとともに、賠償の責めを負うこと
 - （５）作業が終了した時、完了報告書を 1 部提出すること。完了報告書には作業記録写真を添付すること
 - （６）作業が終了した時及び発注者が必要と認める時は検査を実施するので、対応すること
 - （７）この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること